配当公告

東京都大田区西蒲田八丁目二三番一号
破産者　株式会社アゼル

右の者に対する東京地方裁判所平成二十一年（フ）第五三五〇号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金二〇、九六五、九七二、九一一円

一、配当することができる金額
金六、〇八一、〇四五、五四五円

平成二十三年三月十四日
東京都千代田区五番町五番地ＪＳ市ヶ谷ビル三階
破産管財人　長島　良成

配当公告

奈良県桜井市大字慈恩寺八二八番地
破産者　株式会社三輪やました

右の者に対する奈良地方裁判所平成十二年（フ）第六八三号破産事件の追加配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金六六三、六四八、〇九九円

一、配当することのできる金額
金二、七一〇、七二七円

平成二十三年三月十四日
奈良市高天町三八番地の三近鉄高天ビル三階三一一―二号室
破産管財人　祖谷　謙一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田一九二番地、最後の住所青森県三沢市中央町二丁目三―三二、職権消除された住民票上の最後の住所青森県上北郡下田町青葉一丁目五〇番地
九四八
被相続人　亡　北澤　成夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月十四日
青森県十和田市西三番町一番四二号ＮＴＴ十和田ビル二階十和田ひまわり基金法律事務所　相続財産管理人弁護士　橋本　明広

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市船見町二番地、最後の住所茨城県土浦市天川二丁目二四番一〇号
被相続人　亡　工藤　壽雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月十四日
茨城県つくば市東新井二番地一ＫＭＳＳⅡ四〇二号室井出法律事務所
相続財産管理人　弁護士　井出　晃哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区本町七番地、最後の住所東京都板橋区仲宿五四番二―四〇二号まつやビル
被相続人　亡　齊藤　敏子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月十四日
事務所東京都世田谷区代沢五―一八―五
相続財産管理人　弁護士　巻淵眞理子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区駒込一丁目二五番地、最後の住所東京都文京区本駒込四丁目一九番五号
青木方
被相続人　亡　髙橋　豊春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月十四日
事務所東京都豊島区東池袋一丁目一七番三号ウェルシャン池袋二〇七号室
相続財産管理人　弁護士　杉田　昌子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区神宮前一丁目一番地、最後の住所東京都渋谷区本町二丁目三二番一四号
被相続人　亡　藤田　隆司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月十四日
事務所東京都中央区銀座四丁目一〇番一六号シグマ銀座ファースト七階
相続財産管理人　弁護士　御器谷　修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区北烏山九丁目二四番、最後の住所東京都渋谷区本町二丁目三二番一四号
被相続人　亡　藤田　泰子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月十四日
事務所東京都中央区銀座四丁目一〇番一六号シグマ銀座ファースト七階
相続財産管理人　弁護士　御器谷　修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県玉名郡和水町江田四二九五番地、最後の住所東京都八王子市鑓水四二八番地精華寮
被相続人　亡　冨永美佐子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月十四日
東京都八王子市横山町五番一五号三井生命八王子ビル九階八王子ひまわり法律事務所
相続財産管理人　弁護士　古川健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市宮前区水沢三丁目一番、最後の住所川崎市宮前区水沢三丁目一番八―五〇九号アーバンヒルズたまプラーザ
被相続人　亡　今野　悦雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月十四日
川崎市川崎区東田町八番地パレール三井ビルディング一一階一一〇一号室
相続財産管理人　畑　裕士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市中区末広町二丁目六番地二、最後の住所川崎市川崎区浜町一丁目三番一四号
被相続人　亡　青山　正子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月十四日
川崎市川崎区榎町一番一八号　セントラルハイツ二階　戸田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山本　友也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市小坂一八六一番地一、最後の住所静岡県静岡市小坂一八六九番地の一
被相続人　亡　永野　てつ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月十四日
静岡市葵区馬場町四三番地の一　静岡法律事務所
相続財産管理人　弁護士　池田　剛志

第３期決算公告

平成23年3月14日
北海道北広島市輪厚681―15
丸建基礎工事株式会社
代表取締役　江刺家富明

貸借対照表の要旨
（平成22年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	145,738
	固定資産	84,076
	合計	229,814
負債及び純資産の部	流動負債	103,207
	固定負債	325,000
	株主資本	△198,392
	資本金	50,000
	利益剰余金	△248,392
	その他利益剰余金	△248,392
	（うち当期純損失）	(31,468)
	合計	229,814